

保育所等入所調整基準の見直しについて

○保育の入所調整の基準とは

認可保育所や小規模保育事業等の保育施設の利用については、国の定めにより市で各保育施設への入所を調整します。その際、各ご家庭の状況を踏まえた優先度を調整するため、本基準により点数化するものです。

○改正の背景

育児休業に関する法改正等の社会情勢の変化や、本市の今後の施設整備手法等を踏まえて、より公平性を高めるため、現在の調整基準の見直しを行います。

社会情勢の変化

- ①雇用されている者が保育所に入れない場合の育児休業が最長 2 年になる。
 - ▽法改正があり、平成 29 年 10 月 1 日から施行される。
 - ・1 年取得後保育所入所不可の場合、6 カ月延長が可能。1 年 6 カ月経過した時点で保育所入所不可だった場合に、更に 6 カ月延長が可能となる。
- ②パート就業者も育児休業の取得が可能となった。
 - ▽パートでも、法に基づく育児休業が取得可能(平成 29 年 1 月 1 日から)となった。
- ▽適用条件
 - ・育児休業を申し出た時点で過去 1 年以上継続し雇用されていること
 - ・子供が 1 歳 6 ヶ月になるまでの間に雇用契約がなくなることが明らかでないこと

本市状況の変化

- ①今後、幼稚園が設置する等の小規模保育事業が展開されるため、保育の一体性等を考慮して入所調整を行う必要がある。
- ②保育士の確保がままならない状況があり、待機児童対策に支障が生じる。
- ③より公平性を高めるための改正を行った方が良い。

○改正の対象と内容等

逗子市保育の利用調整の基準に関する要綱の一部改正

主要改正点 1

1 基本点数の平均化から合算へ変更し、合算に伴い基本点数の調整を行う

◇基本点数とは

各保護者の基本的な状況を点数化する際の基準です。

◇現状

県内例では次の調整方法が一般的で、本市のように平均化している例は確認できなかった。

- ①保護者の点数を合算するのみ
- ②保護者の点数の内、低い点で調整

※「保護者①フルタイム×保護者②求職中」の場合、求職中の点数となる。

⇒「②」の方法は、本市で実施すると調整結果が大きく変わり、影響が大きい。

◇変更案

▽保護者の点数を合算することとし、各点数を 20 点ずつ減ずる。

※求職中は 10 点で変更しない。

※「就学」は定義を変更する。(後述のとおり。)

基本点数 変更案

保護者の状況		1 週当たり就労時間	現在	変更案	備 考
家庭外 労働	正社員及びパート又は自 営業（自宅外での自営）	1 週 35 時間以上	70	50	
		1 週 30 時間以上 35 時間未満	65	45	
		1 週 25 時間以上 30 時間未満	60	40	
		1 週 16 時間以上 25 時間未満	55	35	
家庭内 労働	自宅での自営又は自宅での 就労で就労時間の規定 あり	1 週 35 時間以上	65	45	
		1 週 30 時間以上 35 時間未満	60	40	
		1 週 25 時間以上 30 時間未満	55	35	
		1 週 16 時間以上 25 時間未満	50	30	
	自宅での就労で就労時間の 規定なし	1 週 16 時間以上	40	20	
内定	就労内定（自宅での就労内 定は 5 点減点）	1 週 35 時間以上	55	35	
		1 週 30 時間以上 35 時間未満	50	30	
		1 週 25 時間以上 30 時間未満	45	25	
		1 週 16 時間以上 25 時間未満	40	20	
求職中			10	10	※変更無し
その他	疾病／出産／障がい	出産（産前産後 8 週間）	55	35	
		入院（1 月以上）	70	50	
		入院（1 月未満）	65	45	
		常時臥床	70	50	
		重度の心身障がい（保護者本人）	70	50	
		中度の心身障がい（保護者本人）	65	45	
		保育が困難との診断	70	50	
		通院（週 3 日以上）	55	35	
		上記以外	50	30	
	同居親族（長期入院等して いる親族を含む。）の看護	入院者の付添（常時必要）	70	50	
		重度の障がい者等の介護	70	50	
		中度の障がい者等の介護	65	45	
		通院付添（週 3 日以上）	55	35	
		上記以外	50	30	
	就学	就労のための各種学校（週 30 時間以 上）	60	40	※事由の定義変更 詳細は、後述
		就労のための各種学校（上記以外）	50		
		一般学生	30	20	
	保護者の年齢が 65 歳以上の場合		65	45	
	自宅の災害（災害復旧に要する時間を基に、家庭外労働の基準に 準じる。）		55～70	35～50	

(参考) 現在の積算方法と新基準による積算方法の例

◇現 在…{(保護者①フルタイム＝70 点)+(保護者②フルタイム＝70 点)}÷2＝70 点

◇変更案…(保護者①フルタイム＝50 点)+(保護者②フルタイム＝50 点)＝100 点

主要変更点 2

2 自営業者の解釈

◇現状

必要に応じて証明書類を求めるが、自己申告制
(市でインターネット情報等にて追加確認している。)

◇変更案

税務署へ開業届を提出していることを要件とし、基本的に青色申告の有無で判断。

(青色申告書のコピー「A 表 B 表」の添付)

▽配偶者は「専従者控除」を受けている場合のみ「正規雇用と同様」として取り扱う。

▽開業届未提出の全くのフリーランスで、自宅で PC や電話のみで仕事をしている等、客観的に就労状況の把握が困難な場合。

⇒委託契約書や、原則 3 カ月以上の報酬の支払実績、1 週間のタイムスケジュール等で、客観的に就労の実績が確認できる場合に認定する。

主要変更点 3

3 就学を理由とする場合の基本点数の積算方法

◇現状

- ①就労のための各種学校(週 30 時間以上)…60 点
- ②就労のための各種学校(週 30 時間未満)…50 点
- ③一般学生 …30 点

◇変更案

- ①年を単位とする職業訓練校及び、ひとり親家庭の自立支援給付金(高等職業訓練促進給付金等事業)対象カリキュラムに準じて修業期間を 3 年間に限度し、40 点とする。

※就労等と同様に現在の 60 点から 20 点を減ずる。

※対象資格は、看護師、介護福祉士、保育士、歯科衛生士、理学療法士等。

※高等職業訓練促進給付金等事業の対象となる資格は、就職の際に有利となるものであつて、かつ法令の定めにより養成機関において 1 年以上のカリキュラムを修業することが必要とされているものについて都道府県等の長が指定するもの。

- ②その他の場合は、学校教育法に定める学校に限り 20 点とする。

主要変更点 4 ※調整点数の改正

4-1 期間による調整点数の原則的な考え方

◇法定の明けが 10 点加点であつたことを踏まえ、「期間による加点」は 10 点加点に揃える。

▽現在は、待機の加点が 3 カ月単位で 5 点ずつあり、年間最大 20 点が加点されアンバランス。

⇒自営業の場合、法律に基づく育児休業による加点がされないため不公平と、市長への要望及び議会への陳情があり、対応した結果定めたもの。自営業者の育児休業の取り扱いは、別途改めることとし次項による。

4-2 育児休業の解釈について

◇現状

▽被雇用者の場合

- ・育児休業法に基づく場合 10 点。1 年 6 カ月超えでも 10 点加点。
- ・育児休業法に基づかない「5 点」

◇変更案

▽雇用されている者は、「育児休業法に基づく育児休業」を取得している場合に「10 点」加点する。

▽「自営業者本人」及び「自営業者の配偶者で自営業者の専従者とされている場合」は、「育児休業法に基づく育児休業」と同じ取り扱いとする。

▽育児休業法に基づかない「5 点」は廃止する。

※パート就労者も育児休業の取得が可能となったため。

4-3 待機加点について

期間に応じて加点が累積される手法は、本市を除き県内 2 市(政令市除く)のみであった。また、県内の資料の得られた一般市 14 市中、9 市で待機について加点していない。

◇現状

(就労しながら待機している場合等)

- ・3 か月単位で 5 点ずつ加点する。

(育児休暇扱い、求職中、就労内定の場合)

- ・1 年を単位に 10 点ずつ加点する。

◇変更案

▽前年度 4 月に入所できなかった場合に、翌年度 10 点加点する。

- ・待機期間に応じた加算は廃止する。

▽平成 30 年 4 月の入所調整の特例

- ・既に今年度の入所申請を受け付けている中で、急に大幅な変更を行うことは影響が大きい。
- ・平成 30 年 4 月入所調整のみ経過措置を設ける。

【経過措置案】

- ①3 か月以上 6 カ月未満…5 点加点
- ②6 カ月以上 1 年まで …10 点加点
- ③一年以上、年度を超えた場合…20 点加点

4-4 ひとり親世帯への加点方法について

基本点数が両親合算となると、ひとり親世帯は保護者 1 人分の点数となり不利となる。一方、ひとり親世帯は、就労する必要性が非常に高いため合理的配慮が必要。

◇現状

▽現在はひとり親世帯に一律 50 点加点。

◇変更案

▽ひとり親世帯に一律 90 点加点する。

▽変更案による影響例

現 在	基本点数変更後
求職中 10 点＋ひとり親 50 点＝60 点	求職中 10 点＋ひとり親 90 点＝100 点
内定(週25時間未満)40 点＋ひとり親 50 点＝90 点	内定(25 時間未満)20 点＋ひとり親 90 点＝110 点
両親フルタイム 70 点×2 人÷2＝70 点	両親フルタイム 50 点×2 人＝100 点

4-5 今後幼稚園が設置する等の小規模保育事業等の卒園児への加点について

本市として今後の小規模保育事業は、幼稚園との連携・接続により対応しようとしている中で、3 歳となったときの幼稚園型認定こども園等への入園の場合の加点のあり方をどのようにするか。

◇現状

- ・小規模保育事業等の卒園児であれば一律 20 点の加点を行う。

▽基本点数変更による影響例

現 在	基本点数変更後
フルタイム 70 点＋短時間(週 25 時間未満)55 点 ÷2＋20 点⇒83 点	フルタイム 50 点＋短時間(週 25 時間未満)35 点 ＋20 点⇒105 点
両親フルタイム 70 点×2 人÷2＝70 点	両親フルタイム 50 点の新規入所 100 点

◇変更案

- ・幼稚園型認定こども園等と連携する小規模保育事業は、連携する幼稚園型認定こども園等に限定して加点する。

4-6 保育士への優先度を高める仕組み

◇現状

- ・平成 28 年度に市内の認可保育所で、新採用職員の確保が非常に困難な状況にあった。
- ・県内の資料の得られた一般市 14 市中、9 市で実施している。

◇変更案

- ・市内に居住する保育士に 10 点加点する。

4-7 親族経営による減点

◇現状

- ・親族が経営する事業所で就労 ①使用人がいる場合△20 点、②使用人がいない場合△10 点

◇変更案

- ・使用人の有無の確認が困難であることや、働き方の多様化で使用人の有無による区分設定の意義が薄れているため 10 点減点で統一する。

4-8 同居親族の二次保育者としての認定について

◇現状

- ・ 65 歳未満の保育可能な同居親族がいる場合 20 点減点。
- ・ 民法の扶養義務関係により 3 親等以内と解釈し、「おじ」「おば」や「きょうだい」も含めている。

◇変更案

祖父母等の直系尊属に限定して、65 歳未満の保育可能な同居親族がいる場合 20 点減点する。

4-9 市外居住者の減点

◇現状

- ①市内で就労している市外居住者…40 点の減点
- ②市外で就労している市外居住者…50 点の減点

◇変更案

- ・ 市外居住者を一律 100 点の減点とする。
- ※両親の基本点数を合算するため減点する点数を引き上げる必要がある。
- ※逗子市民を優先することが第一義であり、市内での就労の有無は考慮しないこととする。

主要変更点 5

5 低所得世帯等で「生活するため保育の必要性が高いが、配偶者が求職中等の場合」に更なる対応が必要ではないか。

◇現状

- ・ 「生計中心者の失業等により、就労の必要性が高い場合 50 点」

◇変更案

▽現在の「生計中心者の失業等により、就労の必要性が高い場合 50 点」を「生活のため就労の必要性が高い場合 50 点」に改め、一定の基準を定めて運用する。

▽基準案

- ・ 生計中心者の失業・疾病、災害の被災等
- ・ 前年度「住民税均等割課税(所得割非課税)世帯」で現在も生活困窮している場合
※夫婦で子ども 2 人世帯の年収例(父・母の内、1 人が就労。諸控除は適用しない。)
 - ・ 均等割課税(所得割非課税) 世帯収入の例＝年収約 275 万円まで